

中小企業者エネルギー価格・物価高騰対策支援金 申請の手引き

受付期間 令和8年8月24日～令和8年10月30日

給付額 1事業者50,000円

角田市商工会

【問い合わせ先】

住 所 宮城県角田市角田字大坊34-2

T E L 0224-62-1242

E-MAIL kakudashi_sci@office.miyagi-fsci.or.jp

受付時間 平日 9:30～15:00 ※土日・祝日を除く

目 次

1. 制度概要	1
(1) 制度の目的	1
(2) 支援金額	1
(3) 対象となる事業者.....	1
(4) 給付対象外となる場合.....	2
(5) 中小企業者・個人事業者について.....	2
(6) 対象経費	4
(7) 対象期間	4
(8) 受付期間	4
(9) 申請方法	4
(10) 申請書の入手方法.....	5
2. 申請から給付までの流れ.....	6
3. 給付要件	7
(1) 支援金対象者	7
(2) 給付要件の計算例.....	8
(3) 給付要件の特例	10
4. 必要書類	11
(1) 法人	11
(2) 個人事業者	11
5. よくある質問	12

1. 制度概要

(1) 制度の目的

エネルギー価格や物価高騰の影響を受ける市内中小企業者に対し、支援金を給付することで、事業継続及び経営の安定を支援します。

(2) 支援金額

1 事業者 50,000 円 ※1 事業者につき1 回限り

(3) 対象となる事業者

次の①～⑤のすべてを満たす事業者（②～⑤は申請日時点で判断）

①原材料又はエネルギー価格高騰の影響を受け、給付要件（ア又はイ）を満たすこと

ア 令和8年2月から7月までの任意の1カ月の売上高に占める対象経費の割合が前年同月比10%増加していること

イ 令和8年2月から7月までの任意の1カ月の対象経費が前年同月と比較して10%増加していること

かつ

対象月の売上高に占める対象経費の割合が前年同月より増加していること

※対象経費とは

原材料費、商品仕入高、消耗品費、水道光熱費、燃料費（ガソリン・軽油・灯油など）、その他（原材料やエネルギー価格高騰の影響を受ける経費）

※いずれか1つの勘定科目とする。

②所在地要件

法人 市内に事業所又は店舗を有すること。

個人事業者 市内に住所又は主たる事業所を有すること。

③事業継続要件

今後も市内で事業を継続する意思があること

④中小企業者または個人事業者であること（P2～4 参照）

⑤主たる事業が農業、林業、漁業、病院、診療所、歯科医院その他医療機関、介護事業、障害福祉サービス事業、金融業に該当する事業又は宗教、政治、経済、文化等の非営利事業及び団体に該当しないこと

(4) 給付対象外となる場合

以下の①～⑥に1つでも該当する事業者の方は対象外となります。

- ① 給付要件を満たしていない場合
- ② 市内事業者の要件を満たしていない場合
- ③ 市税に滞納がある場合
- ④ 暴力団等の反社会的勢力と関係がある場合
- ⑤ 虚偽の申請を行った場合
- ⑥ 必要書類が提出されない場合

(5) 中小企業者・個人事業者について

※中小企業者とは

中小企業者とは、営利を目的として事業を営む法人及び個人事業者であって、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者をいいます。

中小企業基本法の中小企業の定義と小規模企業の定義

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業者に該当します。

※「常時使用する従業員」とは

「常時使用する従業員」とは、「予め解雇の予告を必要とする者」(労働基準法第20条)になります。

- ・個人事業者や法人の代表者・役員は含まれません。
- ・正規社員だけでなく、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員等についても、「予め解雇の予告が必要」な場合は「常時使用する従業員」としてカウントしてください。

※「予め解雇の予告を必要とする者」とは

「予め解雇の予告を必要とする者」正規・非正規を問わず次の①～④の要件に該当する者を除く全員が該当します。

- ①日々雇い入れられる者 ②2か月以内の期間を定めて使用される者
③季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者 ④試の使用期間中の者

※個人事業者とは

個人事業者とは、中小企業者のうち、所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第一表において事業欄に「収入金額等」を有する者、または市民税・県民税の申告書類において事業欄に「収入金額等」を有する者をいいます。また、それ以外の収入金額を有する個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）の提出者を含みます。

※主な対象業種一覧

No	分類	業種	具体例
1	製造業・建設業・その他	製造業	畜産食料品、製材、木製品、家具、建具、印刷、陶磁器、製鋼、洋食器・手道具・金物、塗器、畳等生活雑貨
2		建設業	舗装工事、建築リフォーム、大工、とび・土木・コンクリート、電気工事
3		その他の業種	砂利採取業、情報通信業、道路貨物運送業等
4	卸売業	卸売業	農畜産物・水産物、衣服、建築材料、家具・建具・じゅう器卸売
5	サービス業	不動産賃貸業・管理業	不動産仲介業、駐車場管理業
6		物品賃貸業	リース業、建設機械器具賃貸業、レンタカー業
7		専門サービス業	弁護士、司法書士、行政書士、税理士、土地家屋調査士、デザイン関連、経営コンサルタント、司会業
8		技術サービス業	獣医師、測量業、機械設計業、商品検査業、写真業
9		旅館業	旅館、ホテル、簡易宿所
10		理容・美容・浴場業	クリーニング、理容店、美容室、銭湯、温泉浴場、サウナ、エステ、リラクゼーション、ネイル
11		その他生活関連サービス	衣服裁縫修理、葬儀、結婚式場、物品預かり、運転代行、ペット美容室、結婚相談所
12		娯楽業	ゴルフ場、フィットネスクラブ、マージャン荘、パチンコ、パチスロ、ゲームセンター、カラオケボックス、ネットカフェ、釣り堀
13		学校教育	幼稚園、自動車教習所、学校教育支援
14		その他教育・学習支援	社会教育、職業訓練施設、学習塾、音楽教室、書道教室、生け花教室、英会話教室、スイミングスクール、家庭教師、料理教室
15		医療・福祉サービス	整体院、整骨院、接骨院、鍼灸院、あん摩・マッサージ指圧業、カイロプラクティック

No	分 類	業 種	具体例
16	小売業	道路旅客運送業	タクシー、介護タクシー
17		その他サービス業等	保険業、自動車整備業、機械修理業等
18		各種商品小売業	ミニスーパー、よろず屋
19		織物・衣類・身の回り品小売業	呉服店、寝具販売店、紳士服・婦人服・子供服販売店、靴・雑貨・小間物販売店
20		飲食料品小売業	食料雑貨店、八百屋、肉屋、魚屋、酒屋、パン屋、菓子店、豆腐屋、惣菜店、牛乳・茶類小売業
21		機械器具小売業	自動車販売、中古自動車販売、タイヤ・カーアクセサリ販売、自転車店、電気機械器具販売、中古電気製品販売
22		その他の小売業	家具・建具、畳、神具・仏具、金物、陶磁器・ガラス器、薬局、化粧品、農業用機械、種・種子、ガソリンスタンド、書店、新聞販売店、文房具、スポーツ用品、楽器、玩具、時計・眼鏡、たばこ、花、建築資材、貴金属、ペット用品、骨董品、中古品販売
23		飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし屋、居酒屋、ダイニングバー、バー、スナック、喫茶店、珈琲店、お好み焼き屋、たこ焼き屋
24		持ち帰り・配達飲食サービス業	移動販売、仕出し料理、弁当屋
25		無店舗小売業	衣類・靴インターネット販売

(6) 対象経費

次のいずれか1項目を選択してください。

原材料費、商品仕入高、消耗品費、水道光熱費、燃料費（ガソリン・軽油・灯油など）、その他（原材料やエネルギー価格高騰の影響を受ける経費）

(7) 対象期間

令和8年2月から令和8年7月までの任意の1か月

※前年同月と比較します。

(8) 受付期間

令和8年8月24日から令和8年10月30日まで

(9) 申請方法

次のいずれかの方法により申請してください。

① 郵送による申請

申請書類を次の宛先へ郵送してください。

【郵送先】

〒981-1505 宮城県角田市角田字大坊 34-2

角田市商工会 宛

※封筒の表面に「支援金申請書在中」と記載してください。

※郵送の場合は、受付期間内の消印有効です。

※封筒に所定の郵便料金分の切手を貼付のうえ、郵送してください。

② 窓口による申請

次の窓口へ申請書類をご提出ください。

受付場所 角田市商工会（宮城県角田市角田字大坊 34-2） TEL : 0224-62-1242

受付時間 平日 午前9時30分～午後3時00分（土・日・祝日を除く）

※来所いただく前に、**事前予約**が必要です。

（ご予約がない場合、お待ちいただくことや対応ができない場合がございます。）

※申請書の記入相談も受け付けています。記入相談を希望する場合は、売上高及び対象経費が確認できる資料をご持参ください。

予約方法 お電話又はメール

電子メールによる予約

E-mail : kakudashi_sci@office.miyagi-fsci.or.jp

件名を「支援金申請相談予約」とし、本文に次の事項をご記入下さい。

① 事業者名 ② 代表者氏名 ③ 電話番号

④ 希望日時（第1～第3希望）

⑤ 相談内容（申請書作成、制度説明など）

※予約受付後、日時を確認のうえ、担当者からご連絡します。

③ オンラインによる申請

角田市ホームページからオンライン申請ができます。

【角田市ホームページ】

(URL) <http://cms.city.kakuda.lg.jp/soshiki/14/27393.html>



(10) 申請書の入手方法

申請書様式は、次のいずれかの方法で入手できます。

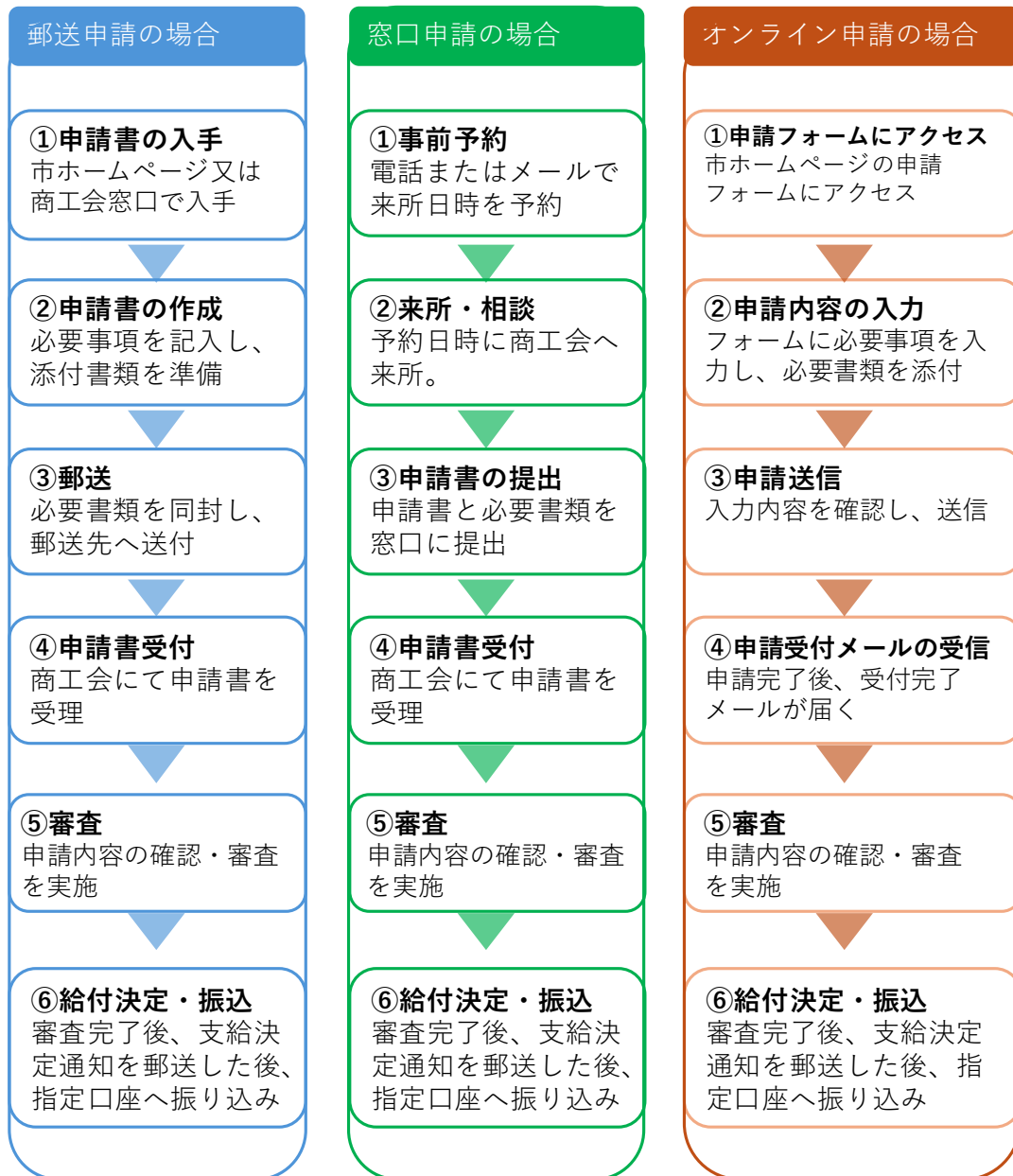
- 角田市ホームページからダウンロード又は角田市商工会窓口で配布

【URL】 <http://cms.city.kakuda.lg.jp/soshiki/14/27393.html>

2. 申請から給付までの流れ

申請から給付までの流れ

申請方法は「郵送」「窓口」「オンライン」の3つから選べます。



毎週金曜日に支給決定された分を
翌週金曜日に振り込みます。

3. 給付要件

(1) 支援金対象者

支援金対象者

本支援金の給付対象者は、次の要件に合致する方です。

手引きP2～4の「中小企業者」または「個人事業者」に当てはまり、かつ、対象外となる要件や業種に該当しない

はい

いいえ

法人：市内に店舗又は事業所を有する
個人：市内に住所又は主たる事業所を有する

いいえ

はい

今後も市内で事業継続する意思がある

いいえ

対象外

はい

ここからが給付要件の判定です

以下の要件アまたはイのいずれかを満たせば対象になります。

要件ア

令和8年2月から7月までの間の任意の1ヶ月の**売上高に占める対象経費の割合**が、前年同月と比較して10%以上増加している

いいえ

はい

対象外

要件アに該当

支援金給付対象

支援金の支給対象です。
P11にて必要書類を確認してください。

要件イ

令和8年2月から7月までの間の任意の1ヶ月の**対象経費**が前年同月と比較して10%以上増加している

はい

いいえ

対象月の**売上高に占める対象経費の割合**が、前年同月の割合と比較して増加している

はい

いいえ

要件イに該当

支援金給付対象

対象外

要件アの計算例

要件アは以下①を満たす必要があります

- ① **令和8年2月から7月**までの間の任意の1ヶ月の**売上高に占める対象経費（例：原材料費）の割合**が、前年同月の割合と比較して10%以上増加している場合

① 売上高に占める原材料費の割合の計算式

$$\begin{array}{l} \text{対象月の割合} \\ \text{対象月の原材料費} \div \\ \text{対象月の売上高} \times 100 \\ = \text{(あ)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{前年同月の割合} \\ \text{前年同月の原材料費} \div \\ \text{前年同月の売上高} \times 100 \\ = \text{(い)} \end{array}$$

(あ) が (い) より **10%以上**※増加していれば要件クリア
※10%増加とは、前年同月の割合の 1.1倍以上になることをいいます。

計算例 要件を満たす場合

手順(1) 前年同月、対象月の対象経費割合を計算

選んだ月：令和8年5月 ※前年同月：令和7年5月

項 目	前年同月 (令和7年5月)	対象月 (令和8年5月)
売上高 (A)	1,000,000円	1,100,000円
原材料 (B)	400,000円	520,000円
原材料費割合 (B) ÷ (A)	40.0% (i)	47.3% (j)
(i) × 1.1	44.0% (k)	

手順(2) 10%以上増加の基準を確認

前年同月の原材料費割合が40.0%なので、

$$40.0\% \times 1.1 = 44.0\% \quad \text{対象月の割合が44.0\%以上であれば要件ア該当}$$

手順(3) 対象月の割合を確認

対象月の原材料費割合が47.3%なので、

$$44.0\% < 47.3\%$$

44.0%以上となっているため、要件アを満たします。

給付対象

要件イの計算例

要件イは以下①と②を両方満たす必要があります

- ① 令和8年2月から7月までの間の任意の1カ月の対象経費が前年同月と比較して10%以上増加
- ② 対象月の売上高に占める対象経費（例：原材料費）の割合が前年同月の割合と比較して増加

① 原材料費の増加率の計算式

増加率が10%以上であれば①クリア

$$(\text{対象月の原材料費} - \text{前年同月の原材料費}) \div \text{前年同月の原材料費} \times 100$$

② 売上高に占める原材料費の割合の計算式

(あ) > (い) より高ければ②クリア

$$\text{対象月の割合} = \text{対象月の原材料費} \div \text{対象月の売上高} \times 100 = (\text{あ})$$

$$\text{前年同月の割合} = \text{前年同月の原材料費} \div \text{前年同月の売上高} \times 100 = (\text{い})$$

計算例 要件を満たす場合

手順(1) 原材料費の増加率を計算

選んだ月：令和8年5月 ※前年同月：令和7年5月

項 目	前年同月 (令和7年5月)	対象月 (令和8年5月)
売上高 (A)	1,000,000円	1,100,000円
原材料 (B)	400,000円	520,000円
原材料費割合 (B) ÷ (A)	40.0% (i)	47.3% (j)
(i) × 1.1	44.0% (k)	

$$\begin{aligned} \text{原材料費割合} &= (520,000\text{円} - 400,000\text{円}) \div 400,000\text{円} \times 100 \\ &= 30.0\% \end{aligned}$$

10%以上増加している為、①クリア

手順(2) 売上高に占める原材料費の割合を計算

対象月と前年同月の原材料費割合を比較し、

$$40.0\% < 47.3\% \quad \text{前年同月の割合より増加しているため、②クリア}$$

①と②両方満たしているため、要件イを満たします。

給付対象

(3) 給付要件の特例

令和7年2月から令和8年7月までの間に

①個人事業者から法人化した ②法人から個人事業者化した

③事業承継を行った

これらの場合は下記をご確認ください。

含める費用事例	対象となる費用	
	法人化月*1以前	法人化月以降
①個人事業者から、法人化した場合 *証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合	法人化前の個人事業者の対象となる費用	法人化後の法人の対象となる費用
②法人から、個人事業者化した場合 *証拠書類等の一部が法人として作成されている場合	個人事業者化月*2以前	個人事業者化月以降
	個人事業者化前の法人の対象となる費用	個人事業者化後の個人事業者の対象となる費用
③事業承継を行った場合 *証拠書類等の一部が承継前の事業者により作成されている場合	事業承継月*3以前	事業承継を行った月以降
	事業承継前の事業者の対象となる費用	事業承継後の事業者の対象となる費用

*1：法人化した日の属する月 *2：個人事業者化した日の属する月

*3：事業承継を行った日の属する月

※ ①～③の特例を適用する場合、事業形態等に変更が生じたことが分かる資料を申請書に添付してください。

(例) 個人事業者Aが令和8年1月に法人となり、令和7年2月と令和8年2月の原材料費を比較して申請する場合

A 令和7年2月の個人事業者の原材料費

B 令和8年2月の法人化後の原材料費 → AとBを比較して申請可

4. 必要書類

(1) 法人

申請時に提出いただく書類

提出書類	備 考
申請書兼請求書	様式第1号
対象経費チェックシート	様式第2号
法人番号が確認できる書類 (写し)	【提出書類の例】 ・ 国税庁法人番号公表サイトの検索結果を印刷したもの ・ 法人番号指定通知書の写し ・ 法人番号が記載された官公署発行書類の写し ・ 履歴事項全部証明書の写し

(2) 個人事業者

申請時に提出いただく書類

提出書類	備 考
申請書兼請求書	様式第1号
対象経費チェックシート	様式第2号
本人確認書類 (写し)	運転免許証(両面)、マイナンバーカード (表面)、在留カード (両面)、特別永住者証明書 (両面) 等 ・ 運転免許証 (両面) (返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能) ・ マイナンバーカード (表面のみ) ・ 在留カード (両面)、特別永住者証明書 (両面) ※いずれの場合も申請日において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。 なお、上記本人確認書類を保有していない場合は、下記(1)または(2)で代替することができるものとします。 (1) 住民票の写し及びパスポート (顔写真の掲載されているページ) の両方 (2) 住民票の写し及び国民健康保険の資格確認書の両方

窓口で記入相談を希望する場合、次の資料をご持参ください。

- ・ 試算表
- ・ 売上台帳
- ・ 総勘定元帳
- ・ その他対象経費が確認できる資料

※これらの資料は申請時の提出は不要です。

5. よくある質問

Q1 どのような事業者が対象ですか？

A 市内に店舗・事業所又は住所を有し、原材料又はエネルギー価格高騰の影響を受け、給付要件を満たす中小企業者が対象です。

Q2 対象経費は複数選べますか？

A いいえ。対象経費はP1に記載の科目の中から**1項目のみ**選択してください。

Q3 どの月を比較すればよいですか？

A 令和8年2月から令和8年7月までの任意の1か月を選び、その前年同月と比較してください。

Q4 売上が増えていても申請できますか？

A はい。売上の増減は問いません。対象経費が給付要件を満たしていれば申請できます。

Q5 売上確認書類や請求書は提出が必要ですか？

A いいえ。売上確認書類や対象経費確認書類の提出は不要です。

Q6 申請書の書き方が分かりません。

A 角田市商工会で記入相談を受け付けています。相談を希望する場合は、売上高及び対象経費が確認できる資料をご持参ください。(要事前予約)

Q7 相談に行くときは何を持参すればよいですか？

A 試算表、売上台帳、総勘定元帳など、売上高や対象経費が確認できる資料をご持参ください。これらの資料は記入支援のために確認するものであり、原則として提出は不要です。

Q8 法人と個人事業者で提出書類は違いますか？

A 法人は「法人番号が確認できる書類」の提出が必要です。個人事業者は本人確認書類の写しです。

Q9 通帳の写しは必要ですか？

A 不要です。申請書に振込先口座をご記入ください。

Q10 振込先にインターネット専業銀行（楽天銀行、PayPay 銀行など）の口座を指定できますか。

A 指定できません。支援金の振込先は、国内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等）の普通預金又は当座預金口座に限ります。

Q11 対象経費チェックシートの計算方法が分かりません。

A 売上高及び対象経費を入力すると、増加率や判定は自動計算されます。入力方法が分からない場合は、商工会へご相談ください。

Q12 申請後、いつ給付されますか？

A 申請内容を審査し、不備がなければ順次指定口座へ振り込みます。申請件数や審査状況により、給付までお時間をいただく場合があります。

Q13 申請内容に誤りがあった場合はどうなりますか？

A 記載内容に不備や確認事項がある場合は、商工会からご連絡し、修正や確認をお願いする場合があります。

Q14 電話で相談できますか？

A はい。制度内容や申請方法について電話でお問い合わせいただけます。申請書の記入方法など詳しい相談を希望される場合は、必要資料をご持参のうえ、窓口での相談をおすすめします。